



宮 崎 県 公 報

平成21年 5 月 7 日 (木曜日) 第 2080 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	○救急病院の認定…………… (医療業務課) 4
告 示		○救急病院の辞退…………… () 4
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		公 告
		○土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …… (農村整備課) 4
○県税の収納の事務の委託…………… (税務課) 3		○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …… () 4
		○県営土地改良事業計画の策定 (4件) …… () 4

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第24号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車税の納税証明)</p> <p>第84条 所長は、道路運送車両法 (昭和26年法律第 185号) 第62条第1項の規定による検査を申請しようとする者から、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請があった場合においては、当該請求に係る自動車税に滞納がないとき、又は滞納の原因が天災その他やむを得ない事由によるものであるときに限り、自動車税納税証明書 (別記様式第 196号) を交付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(自動車税の納税証明)</p> <p>第84条 所長は、道路運送車両法 (昭和26年法律第 185号) 第62条第2項 (同法第67条第4項において準用する場合を含む。) の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者から、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請があった場合においては、当該請求に係る自動車税に滞納がないとき、又は滞納の原因が天災その他やむを得ない事由によるものであるときに限り、自動車税納税証明書 (別記様式第 196号) を交付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

別記様式第5号 (その3) 中「継続検査 (車検) に」を「継続検査後自動車検査証の返付を受ける際に」に改める。

別記様式第 148号の3を次のように改める。

様式第 148号の 3 (第52条関係)

受	付	印	<h2 style="margin: 0;">県 民 税 徴 収 取 扱 費 計 算 書</h2>			
県税・総務事務所長 殿			年 月 日 市 町 村 長 印			
宮崎県税条例第29条の規定により、下記のとおり提出します。						
年度	計算期間	年 月 日	から	年 月 日	提出期限	6・9・12・3 各月 15 日
区 分		徴 収 取 扱 費			備 考	
		基 礎	算 定 率	金 額		
1 納税義務者の数によるもの		納税義務者の数	円		納税義務者の数のうち、過年度について新たに賦課決定を行った分	
(1) + (2)						
(1) 前年度分 (3月31日現在の納税義務者数 - 当初課税時の納税義務者数)		人		①		人
(2) 本年度の当初課税時の納税義務者数による分		人		A		人
		6・9・12月 A×1/4 3月 Aから6・9・12月の交付額を控除した額		②		
2 過誤納金に相当する金額 (平成19年度以後の年度分に係る歳出還付分)		還 付 金 の 額	あん分率	③	円	左のうち延滞金額 過少申告加算金 円 円 左のうち不申告加算金 重加算金 円 円
3 過誤納金に係る還付加算金に相当する金額		還付加算金の額	あん分率	④	円	
4 納期前納付に対する報奨金に相当する金額		報 奨 金 の 額	あん分率	⑤	円	納期前納付額 円
5 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額のうち、所得割から控除できずに市町村が還付又は充当した額		還 付 ・ 充 当 額	/	⑥	円	
6 過年度に行った賦課決定を取消した納税義務者数分の精算		納税義務者の数	円			
(1) 平成19年度及び平成20年度の賦課決定に係る分		人	4,000	⑦	円	
(2) 平成21年度の賦課決定に係る分		人	3,300	⑧	円	
(3) 平成22年度以降の賦課決定に係る分		人	3,000	⑨	円	
合 計					円 (①+②+③+④+⑤+⑥-⑦-⑧-⑨)	

(注意)

- 1 この様式は、平成19年度以降課税分に係る徴収取扱費を算定する際に使用するものとし、平成18年度以前課税分に係る徴収取扱費を算定する際には平成19年4月1日改正前の様式を使用する。
- 2 1(1)及び(2)の納税義務者の数については、退職所得の分離課税に係る人数を含まないものとし、かつ、同一納税義務者が普通徴収と特別徴収の両方により個人県民税を納付し、又は納入している場合は、あわせて1人と計上すること。
- 3 1(1)は6月提出分のみ記入すること。
- 4 1(1)は0以下になる場合でも記入すること。
- 5 1の備考及び6については、同一納税義務者に係る複数年度分の賦課決定又は課税取消しがあった場合は、それぞれ各年度ごとに1人として計上すること。

別記様式第 178号 (その 1) 号中

※		減免額	処理日付	確認印	備考
処	自動車	円			
理	取得税				
欄					

を

※		課税額	減免額	減免後の税額	処理日付	確認印	備考
処	自動車	円	円	円			
理	取得税	円×税率 %	円×税率 %				
欄							

に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 196号 (第84条関係)	様式第 196号 (第84条関係)
[略]	[略]
注 意	注 意
(1) 自動車の <u>継続検査</u> の際に、この証明書が必要です。	(1) 自動車の <u>継続検査後自動車検査証の返付</u> を受ける際に、この証明書が必要です。
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]

別記様式第 196号の 2 (その 1) 中

※	自	減免額	処理日付	確認印	備考
処	自動車	円			
理	車				
欄	税	(□ 重課対象)			

を

※	自	課税額	減免額	減免後の税額	処理日付	確認印	備考
処	自動車	円	□左に同じ	0円			
理	車		□45,000円	円			
欄	税	(□ 重課対象)	□ () 円				

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 148号の 3 の改正規定は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 387号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成21年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 3 号
- 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号
- 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
- 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34 号
- 株式会社ココストアイスト 茨城県土浦市小松二丁目 13 番

1 号

- 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
- 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
- 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目 421 番地
- 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900 番地
- 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町 8 番地 8
- 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
- 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
- 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1

(15) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

(16) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第2条第1項第9号に規定する自動車税

3 委託した収納取扱期間

平成21年5月1日から平成21年8月31日まで

宮崎県告示第 388号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田 803番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年5月1日から平成24年4月30日まで

宮崎県告示第 389号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称及び所在地

名 称	所 在 地
三股町国民健康保険病院	北諸県郡三股町大字樺山3902番地

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 畑 樹	都城市高城町穂満坊 480番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 畑 兼 教	都城市高崎町東霧島 443番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）から平成21年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）から平成21年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、宮浦地区県営土地改良事業（日南市、農地保全整備事業（農地侵食防止工事（急傾斜対策）））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年5月7日から平成21年6月4日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、高才第2地区県営土地改良事業（三股町、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年5月7日から平成21年6月4日まで

3 縦覧場所

三股町役場産業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、高鍋・川南地区県営土地改良事業（川南町及び木城町、基幹水利施設ストックマネジメント事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成21年5月7日から平成21年6月4日まで
- 3 縦覧場所
川南町役場農村整備課内及び木城町役場産業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、上本城地区県営土地改良事業（申間市、農地保全整備事業（農地侵食防止工事（シラス対策）））に係る土地改良事業計画を定めた。

。なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年5月7日から平成21年6月4日まで
- 3 縦覧場所
申間市役所農林水産課内

--	--